お客様各位　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2013年8月8日

児玉総合労務研究所

所長　児玉　恭教

**「精神障害の労災認定の基準」について**

　最近、社員が『仕事のストレスでうつ病になった』と主張してくる　というご相談が時々ありますし、労働事務所に相談に行かれて、双方の意見を聞いたうえで、本人が職場復帰は望まず退職したいと言っておられるので、６か月の給料相当額を慰謝料として支払うように　と言われてしまった　と事後的に連絡があったりします。

　うつ病等の精神障害は　①　外部からのストレスの状況　②　このストレスに対する個人の対応力の強弱　　により、発病にいたると考えられています。

　また、発病した精神障害が業務の影響によるものかどうかの判断は難しい状況でしたが、平成２３年１２月に新たに認定基準が定められ、それ以降はこの基準にそって労災認定がされています。

　この労災認定のための要件は次のとおりです。

　　↓

1. 精神障害を発病していること
2. 精神障害発病前の６ヶ月の間に、業務による強いストレスがあった
3. 業務以外のストレスや個人的な理由での発病ではないこと

　ですが、ここで問題となるのは②の「業務による強いストレスがあった」　ということです。

　平成２３年１２月の新しい基準では「業務による強いストレス」につき、具体的な事例を挙げ、その強弱で労災認定基準としています。

　具体的には
　①　達成困難なノルマを課した場合　　→　達成できない場合には重いペナルティがあると予告し、ストレスを高めた。

　②　退職を強要した　　→　怒鳴るなど、恐怖感を抱かせる方法で退職勧奨をした

　③　転勤させた　　→　転勤先が初めて赴任する外国であり、現地社員との会話が不能だったり、治安が悪い状況だったりなど

1. 嫌がらせ、いじめを受けた　　→　同僚等による大人数が結託し、人格を否定するような言動が執拗に行われた
2. セクハラを受けた　　→　身体の接触を含むセクハラが継続的に行われたが、会社に相談しても適切な対応がなく、人間関係が悪化した　　→　人格否定を含むセクハラで、かつ、継続的にされた

　以上のようなことがあり、これらと合致する場合は「業務による精神障害」と判断される可能性がかなり高くなります。

　さらに、極度の長時間労働となっている場合も同じです。

　具体的には「どれだけ残業時間があったか？」と言うことであり、その基準は下記の通りとなっています。

1. 発症前１ヶ月の残業時間が１６０時間以上
2. 発症前３週間の残業時間が１２０時間以上
3. 発症前の連続した２ヶ月間の平均残業時間が１２０時間以上
4. 発症前の連続した３ヶ月間の平均残業時間が１００時間以上

　このような判断基準を見ると、結果として困難なノルマを課した場合などや、長時間残業の場合に精神障害を発生しましたら、労災認定される可能性が高くなるのです。

　しかし、プライベートで

1. 離婚
2. 別居
3. 配偶者、子どもの死亡
4. 配偶者、子どもの重い病気、ケガ
5. 多額の財産の損失
6. 天災、火災に巻き込まれた　　　など、業務とは直接関係しないことがあった場合、「業務が原因でない」と判断されることもあります。

　　以上のように、精神障害の労災認定基準がより具体的になったためか「平成２３年度１，２７２件　→　平成２４年度１，２５７件」と直近の「請求」件数は減少しています。

　しかし、精神障害を労災と「決定」された件数は大幅に増えて、「平成２３年度３２５件　→　平成２４年度４７５件」となっています。

　これは、新基準の発表により、認定基準がクリアになったため「基準を満たしている＝決定」としやすくなったためと考えられます。

　会社としては、精神障害になる社員を出さないことが一番ですが、それは本人の問題もあるため、完全に防ぐことはできません。

　また、「労災から治療費が下りるから、適当に申請しておきましょう」とお話される方もおられますが、これは最も危険なことです。

　なぜなら、業務の影響で精神障害となったことを「会社が認めている」ことになるからです。

　それに、このような状況になると、民事訴訟による損害賠償請求が提起される可能性が高くなり、この場合、「会社が認めている」「労災認定がされている」という前提は会社にとって大きく不利になります。

　いずれにせよ、一定時間以上の残業をさせず、かつ、いじめやセクハラなどの社内問題を放置しないことが精神障害を防ぎ、損害賠償も避ける方法となるものです。
　逆に言うと、いじめやセクハラなどの社内問題については会社として把握していること、精神障害として訴えのあるものの対応をキッチリとしておくこと、またその対応方法などについて記録(5W2H方式で)しておくこと　等をお願いします。

以上